

新生児へのマイナンバーカード・資格確認書の交付

12月2日より、申請日に1歳未満の者に対しては顔写真なしマイナンバーカード（5歳の誕生日を迎えるまで利用可）が交付される。マイナ保険証による受診を希望しない場合には、資格確認書の交付を受けることが可能。

顔写真なしマイナンバーカード

- 申請から原則1週間で発行される特急発行の対象
 - 出生届と同時に新生児のマイナンバーカードの申請を行うことが可能（申請様式の一体化）
 - 医療機関等でのオンライン資格確認には、4桁の暗証番号の入力が必要（顔認証、目視モードは不可）
 - 保険者で加入手続・登録後に、マイナ保険証の利用登録が可能
- ※将来的にこども医療費の受給者証もマイナンバーカードと一体化されれば、マイナンバーカード1枚で受診可に

資格確認書

- 保護者に、新生児のマイナ保険証の利用登録をする意向がない場合は、保険者への加入手続き時に資格確認書を交付して差し支えない
- 保護者にマイナ保険証の利用登録の意向がある場合は、保護者の希望に応じて、資格確認書を交付しない又は短期間の有効期限の資格確認書を交付することも考えられる

（顔写真なしマイナンバーカードのイメージ）



こどもが生まれた際の保険者への加入手続時に、保護者の意向に沿つて、顔写真なしマイナンバーカードでの受診・資格確認書での受診いずれかを選んで保険診療を受けることが可能。

マイナンバーカードの特急発行・交付について

現在、カードの申請から交付まで約1ヶ月程度を要しているところ、特に速やかな交付が必要となる場合を対象に、原則1週間でカードを交付する特急発行・交付の仕組みを12月2日より開始。

- 対象者：1歳未満の乳児、カード紛失者、券面の追記欄が埋まった者、カードを破損・汚した者 等

※ 必ずしも本人の意思によらずカードが使えなくなつた場合が対象であり、全てのケースで特急発行の対象とはならない（例：カードの有効期限満了に伴う交付は対象外）

- 申請時に来庁して本人確認を行った上で、郵送（簡易書留郵便等）でカードが送付される。
- 特急発行の申請が可能となるのは、カードの交付を速やかに受けれる事由（紛失届をした日など）が生じた日から起算して30日間。

（参考）カードの申請方法（通常の発行の場合）

手元にあるカードを残したもの、更新等を行う場合には、交付時来庁方式（郵送・オンラインで申請を行い、交付時に対面での本人確認）による申請が可能。

※このほか、申請時来庁方式（申請時に対面での本人確認を受け、本人限定受取郵便等で交付）や、福祉施設等への出張申込による対応も可。

（参考）カードの紛失時の対応

① 利用停止：マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）
[電話、24時間365日対応]

② 再交付申請：左記の申請方法により対応

※再交付申請を行つて新たなカードを受け取るまでの間、保険者に対して資格確認書の交付申請も可能。